

西宮市立学校条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

西宮市長が西宮市立学校条例の一部を改正する条例を制定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和3年2月3日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

(別紙)

西宮市立学校条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市立学校条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和3年2月3日

西宮市教育委員会

西宮市立学校条例の一部を改正する条例

西宮市立学校条例（昭和38年西宮市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「西宮市立西宮養護学校」を「西宮市立西宮支援学校」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（西宮市附属機関条例の一部改正）

第2条 西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第43条の見出し及び同条第1項中「西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会」を「西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会」に改める。

別表教育委員会の部地方自治法第138条の4第3項の款西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会の項中「西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会」を「西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会」に、「西宮市立西宮養護学校」を「西宮市立西宮支援学校が」に改める。

西宮市立学校条例

改正案	現行												
<p>(略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(名称)</td> <td>(位置)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西宮市立西宮支援学校</td> <td>西宮市甲子園春風町2番29号</td> </tr> </table>	(名称)	(位置)	(略)		西宮市立西宮支援学校	西宮市甲子園春風町2番29号	<p>(略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(名称)</td> <td>(位置)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西宮市立西宮養護学校</td> <td>西宮市甲子園春風町2番29号</td> </tr> </table>	(名称)	(位置)	(略)		西宮市立西宮養護学校	西宮市甲子園春風町2番29号
(名称)	(位置)												
(略)													
西宮市立西宮支援学校	西宮市甲子園春風町2番29号												
(名称)	(位置)												
(略)													
西宮市立西宮養護学校	西宮市甲子園春風町2番29号												

西宮市附属機関条例

改正案

現行

(略)

(西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会の特例)

第43条 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会(以下この条において「委員会」という。)の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、当該委員の委嘱又は任命の日から当該日の属する年の8月31日までとする。[16]

2 委員会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

(略)

別表

教育 委員 会	地方自治法 第138条 の4第3項	西宮市立西宮 支援学校教科 用図書選定委 員会	西宮市立西宮支援学校が使用する教科用図書について、教育委員会が種目ごとに1種を採択するための調整及び審議	18 人	学識経験 者 保護者代 表 関係行政 機関職員
---------------	-------------------------	----------------------------------	--	---------	--

(略)

(西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会の特例)

第43条 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市立西宮養護学校教科用図書選定委員会(以下この条において「委員会」という。)の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、当該委員の委嘱又は任命の日から当該日の属する年の8月31日までとする。[16]

2 委員会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

(略)

別表

教育 委員 会	地方自治法 第138条 の4第3項	西宮市立西宮 養護学校教科 用図書選定委 員会	西宮市立西宮養護学校が使用する教科用図書について、教育委員会が種目ごとに1種を採択するための調整及び審議	18 人	学識経験 者 保護者代 表 関係行政 機関職員
---------------	-------------------------	----------------------------------	--	---------	--